

令和5年度 救急病院等更新一覽表

■三次救急告示医療機関（救命救急センター）

	医療機関名	申請内容	保健所意見	医師会意見	消防局意見
1	堺市立総合医療センター	更新	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。

■二次救急告示医療機関

	医療機関名	申請内容	協力診療科		保健所意見	医師会意見	消防局長意見	受入実績評価基準※1	児童虐待早期発見のための体制整備※2
			固定通年制	非通年制（輪番制）					
1	浅香山病院	更新	内科	精神科	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	I	A B-2
2	耳原総合病院	更新	内科・小児科・婦人科		救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	I	A B-1 B-2
3	堺山口病院	更新	内科	外科（月、木～土）	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	I	A B-2
4	堺平成病院	更新	内科		救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	I	A B-2
5	ベルランド総合病院	更新	内科・循環器内科・外科・整形外科・心臓血管外科・脳神経外科	小児科（木・日）	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	I	A B-1 B-2
6	阪南病院	更新		精神科	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	対象外 （精神科のみのため）	A B-1 B-2

※1 受入実績評価基準（協力診療科が精神科のみの医療機関を除く）

基準Ⅰ…医療機関の所在地を管轄する消防機関からの時間外救急搬送受入件数が3ヶ月で15件以上

基準Ⅱ…医療機関の所在地を管轄する消防機関及び所在地の周辺地域を管轄する消防機関からの救急搬送受入件数（全時間帯）が合わせて3ヶ月で30件以上

非通年・輪番制でのみ救急告示を受けている医療機関については、上記の1/2の件数（端数切捨）とする

※2 児童虐待早期発見のための体制整備

A…児童虐待に関する外部機関（児童相談所、市町村等）との連絡窓口を設置

B-1…児童虐待に関する委員会の設置

B-2…児童虐待対応マニュアルの作成

■二次救急告示医療機関

	医療機関名	申請内容	協力診療科		保健所意見	医師会意見	消防局長意見	受入実績評価基準※1	児童虐待早期発見のための体制整備※2
			固定通年制	非通年制(輪番制)					
7	日野病院	更新	内科		救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	I	A B-2
8	金岡中央病院	更新		精神科	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	対象外 (精神科のための)	A B-2
9	堺若葉会病院	更新	内科・整形外科	外科(月～木・土)・泌尿器科(火)	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	I	A B-2
10	植木病院	更新	内科		救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	I	A B-2
11	大阪労災病院	更新	循環器内科・内科・消化器内科・外科・産婦人科・整形外科・脳神経外科	小児科(月・第2・4土及びその翌日の日)	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	I	A B-1 B-2
12	近畿中央呼吸器センター	更新	呼吸器内科		救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	I	A B-1 B-2
13	吉川病院	更新		内科(月～土)	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	下記の事項が改善すれば告示医療機関として認める。 『評価基準Ⅰを満たしていない』	Ⅱ	A B-2
14	美原病院	更新		精神科	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	救急告示医療機関として適当と認める。	対象外 (精神科のための)	A B-2

※1 受入実績評価基準(協力診療科が精神科のみの医療機関を除く)

基準Ⅰ…医療機関の所在地を管轄する消防機関からの時間外救急搬送受入件数が3ヶ月で15件以上

基準Ⅱ…医療機関の所在地を管轄する消防機関及び所在地の周辺地域を管轄する消防機関からの救急搬送受入件数(全時間帯)が合わせて3ヶ月で30件以上

非通年・輪番制でのみ救急告示を受けている医療機関については、上記の1/2の件数(端数切捨)とする

※2 児童虐待早期発見のための体制整備

A…児童虐待に関する外部機関(児童相談所、市町村等)との連絡窓口を設置

B-1…児童虐待に関する委員会の設置

B-2…児童虐待対応マニュアルの作成